

石岡市指定給水装置工事事業者の新規指定申請について

新規指定の申請にあたりましては、下記に記載した①から⑤の届出書類及び添付書類をご提出ください。

また、水道法により指定の有効期限は5年間となります。

＜提出書類＞

- ① 様式第1 指定給水装置工事事業者指定申請書 (両面)
- ② 様式第2 誓約書
- ③ 様式第3 給水装置工事主任技術者 選任・解任届出書
- ④ 別表 機械器具調書
- ⑤ 石岡市指定給水装置工事事業者 業務内容確認書 (両面)

＜添付書類＞

法人の場合	個人の場合
<ul style="list-style-type: none">・登録事項証明書 (原本)・定款の写し	<ul style="list-style-type: none">・住民票の写し (省略していないもの)
<p>(共通)</p> <ul style="list-style-type: none">・給水装置工事主任技術者免状の写し・給水装置主任技術者証の写し・事務所の位置図(市町村役場、あるいは主要幹線道路が記載されているもの)、周辺図(住宅地図の写し可)	